

# 江戸町と関宿本陣会田家

## —会田久兵衛諸用之覚—その二

研究報告第七号（平成十四年度版）につづいて、標題について今回は「関宿通り多功道」の宿場としての江戸町を基点とした里程や駄賃等及び、天明度に於ける領分・知行所等の変遷について改めて紹介することにした。

### 一里 程（當地より道程）

一 江戸日本橋迄	陸道 拾三里 川道 弐拾四里
一 古河迄 四里・川妻迄 壱里弐拾町・諸川迄 三里三十町・	
谷貝迄 武里拾町・仁連迄 三里・菅谷迄 五里拾二町・	
長塚迄 六里拾武町・下妻町迄 七里・幸手迄 武里・	
城廻り迄 七里五町・宝珠花迄 武里・中里迄 三里・	
佐倉迄 拾六里・岩槻迄 六里半・館林迄 九里・	
忍迄 九里・結城迄 七里・壬生迄 拾壹里・下館迄 九里	
土浦迄 拾五里・笠間迄 拾五里・川越迄 拾壹里・	
鳥山迄 武拾壹里・水戸迄 武拾六里・北條迄 拾里余・	
宇都宮迄 拾四里・日光迄 武拾三里	

以上は主要宿場迄の里程である。関東の有力諸藩との里程が明確に示されている点に気付かせられる。

林 保

一 新宿江 軽尾三拾六文  
人足弐拾八文

壹里半 松戸ち 本馬本馬六拾七文

一小金江 軽尻四拾三文  
人足三拾四文

武里拾壹町

一 山崎ち 本馬九拾文  
軽尻六拾文

一 中里江 本馬百五拾文  
軽尻四拾五文

一 壱里 関宿ち 本馬百五拾文  
軽尻弐拾七文

一 境 江 本馬百五拾文  
軽尻弐拾七文

一 廿九丁 谷貝ち 本馬三拾壹文  
軽尻弐拾文

一 仁連江 人足拾八文

一 壱里廿八町 武井ち 本馬七拾弐文  
軽尻四拾八文

一 結城江 人足三十六文

一 多功ち 本馬六拾五文

### 二 御社参賧街道宿継人馬平日問屋宿順

千住ち 本馬五拾五文

新宿ち 本馬六拾文

一 松戸江 軽尻四拾文  
人足三拾文

壹里半 小金ち 本馬百三拾九文  
軽尻九拾文

一 山崎江 軽尻九拾文  
人足六拾八文

一 中里ち 本馬百拾三文  
軽尻七拾六文

一 関宿江 本馬百五拾文  
軽尻三拾壹文

一 壱里拾町 境ち 本馬百五拾文  
軽尻三拾八文

一 谷貝江 本馬七拾九文  
軽尻四拾八文

一 武井江 本馬百四拾九文  
軽尻百拾六文

一 三里廿八町 結城ち 本馬七拾九文  
軽尻四拾八文

一 多功江 本馬六拾五文  
軽尻七拾武文

一 駐宮江	輕尻四拾三文	本馬壹疋	人足弐人分
	人足三拾弐文	輕尻壹疋	人足壹人半分
右日光街道東往還の外に関宿よりの人馬継立場	問屋持	駕籠壹挺	本馬式駄分
四里八丁		乗物壹挺	本馬三駄分
一 牝壁江	本馬百六拾弐文	本馬六拾弐文	天明八申年三月扣帳
	輕尻百拾三文	輕尻五拾三文	
人足八拾弐文	人足四十文	人足三拾七文	
三里	本馬百拾三文	本馬百三拾七文	野場ち江戸町江駄賃附込帳
一 中里江	輕尻七拾弐文	輕尻九拾壹文	渡場ち 渡場前
	人足五拾四文	人足六拾七文	(香取前)
一 八甫江	本馬百弐拾文	本馬百拾文	清信寺下
	輕尻八拾弐文	輕尻七拾三文	稻荷前
人足六拾文	人足五拾三文	人足五拾三文	内河岸下
武里	本馬七拾六文	本馬百弐拾七文	二里半
一 宝珠花江	輕尻五十三文	輕尻九拾弐文	元町裏土橋手前
人足三拾八文	人足三拾八文	人足六拾弐文	熊野裏表
三里	本馬百三十七文	本馬百弐拾七文	新川橋
一 山村江	輕尻九拾壹文	輕尻九拾弐文	中井橋
人足六拾七文	人足六拾弐文	人足六拾弐文	重左衛門裏迄
一 木間ヶ瀬江	本馬八拾四文	本馬八拾四文	踏狭迄
壹里余	輕尻五拾八文	軽尻五拾八文	(石橋迄)
一 屏風江	本馬四拾四文	本馬四拾四文	四拾文
人足三拾四文	人足三拾四文	人足三拾四文	(葉山迄)
右定	本馬六拾八文	本馬四拾四文	但 天明八申年五月ノ事ナリ
一 権現堂江	輕尻四拾七文	輕尻三拾五文	駄賃定
人足三拾四文	人足三拾四文	人足三拾四文	右之通是迄附込駄賃定之所馬方共困窮ニ付、増駄賃願出候ニ付キ相改メ式割 増申シ附ル
一 石橋迄	四拾八文	四拾八文	一 渡場ち 渡場前
一 踏狭迄	五拾七文六分	五拾七文六分	(香取前)
一 石橋迄	五拾七文六分	五拾七文六分	(清信寺下)
一 踏狭迄	五拾七文六分	五拾七文六分	稻荷前
一 石橋迄	五拾七文六分	五拾七文六分	内河岸下
一 石橋迄	五拾七文六分	五拾七文六分	熊野裏表
一 石橋迄	五拾七文六分	五拾七文六分	元町裏土橋迄
一 石橋迄	五拾七文六分	五拾七文六分	重左衛門裏迄
一 石橋迄	五拾七文六分	五拾七文六分	踏狭迄
一 石橋迄	五拾七文六分	五拾七文六分	(踏狭迄)
一 石橋迄	五拾七文六分	五拾七文六分	参拾八文四分

右相談之上相極メ申候  
天明度申五月扣

（御裏御門通り  
裏町新御屋敷辺迄

一  
（御裏御門通り  
廿八文

右  
天明三年之定書

午四月十八日

但此書付於町御役所ニ小頭久保祐助殿「一行不明」賃錢格別相違相改

候ニ付候得者穿削致シ何年頃右賃錢増減之訳相糺シ可申旨被仰渡候

二付写置

一（中ノ出ち 壱駄二付 拾四文  
一（同所河岸場ら 中ノ出板場内辺迄 八文

一（落堀際迄 同所同町 石橋先迄 拾八文

一（同所カラ堀先迄 同所カラ堀 四拾八文

一（渡場ら 小姓町先迄 豊前町 豊前町 拾八文

一（カラ堀迄 豊前町 豊前町 拾八文

一（御藏前ち 渡場迄 四拾八文  
一（御藏前ち 渡場迄 四拾八文

一（御納米御藏入 但壹俵二付五文宛 江戸町 江戸町 拾八文

御闕所前渡場ら 附出シ覚

一江戸町御高札場迄 拾六文

一（桜町中ノ出シ通并二 鎌治御屋敷迄 拾六文  
一（会所前ら 久保町 土橋迄 拾六文

武拾文

御闕所前渡場ら 附河岸駄賃定書  
江戸町御高札場迄 廿四文

一（会所前ら 久保町 土橋迄 四拾文  
一（桜町中ノ出通并二 鎌治御屋敷迄 三拾武文

一（ニノ丸御藏迄 三拾文  
一（御本丸迄 拾九文

一（小姓町土橋迄 甘武文  
一（同所土橋ら カラ堀迄 四拾文

一（久保町土橋ら 四ッ谷迄 同断  
一（四ッ谷筋辺迄 廿四文

一 元裏御門通裏町より新御屋敷迄 四拾八文

内町河岸通りより附河岸駄賃錢覧

一 壱人三拾貳文 但シ七八人ニ而 上者越立不相成

2

但シ此ノ書付已四月八郎平当番之節御渡置候由ニ付キ、午七月野子当番之節[以下次]

一 桜町辺迄  
（江戸町迄）  
二 小姓町通り迄  
（関宿通り迄同断）

臺町表御門辺

四拾八文

内町辺々小姓町

文拾六

桜町辺迄	四拾文
小姓町通り迄	
臺町表御門辺迄	
元町辺迄附河岸迄	
桜町通り迄	
小姓町土橋前迄	
御城内通の臺町御門迄	四拾八文
七合式文	

天保五年五月

御閔所前平日船賃定ノ覚

五ヶ村不段并花嶋村檜野地村但シ平日穀場村分壱人式文、是ハ三文ニテ  
耳敷往返六文ニ成ル、但シ四文ニ相成ル  
壱人 但シ増五六人ニ而出水之節  
壱人 但シ同七八人ニ而出水之節

違領并古布内村桐ヶ作村廻ノ分

往来旅人	壹人	六文	但シ平日
壹人拾貳文	壹人	拾文	但シ増水五六人ニ而出水
壹人貳拾文	壹人拾六文	六文	但シ同七八人ニ而出水
但五六人ニ而出水	但シ平日	但シ平日	但シ平日

以上は城下における里程や駄賃・船賃等の定に対する扣を覚として記したものである。町名・地名等は左の略図を参照していただきたい。

次の記事は、天明元年頃の覚として記載されていた藩の御領分地名である。御領分替により意外と多くの地方に飛地を有していたことが解る。関宿藩主が幕府の要職である京都所司代を勤めた頃と、藩内の水害により困窮した場合に、領分替により便宜さをはかつたり、困窮救済の方策として行われた様である。一応久兵エの覚に従り記すこととした。

三 天明元年（一七八一）の頃

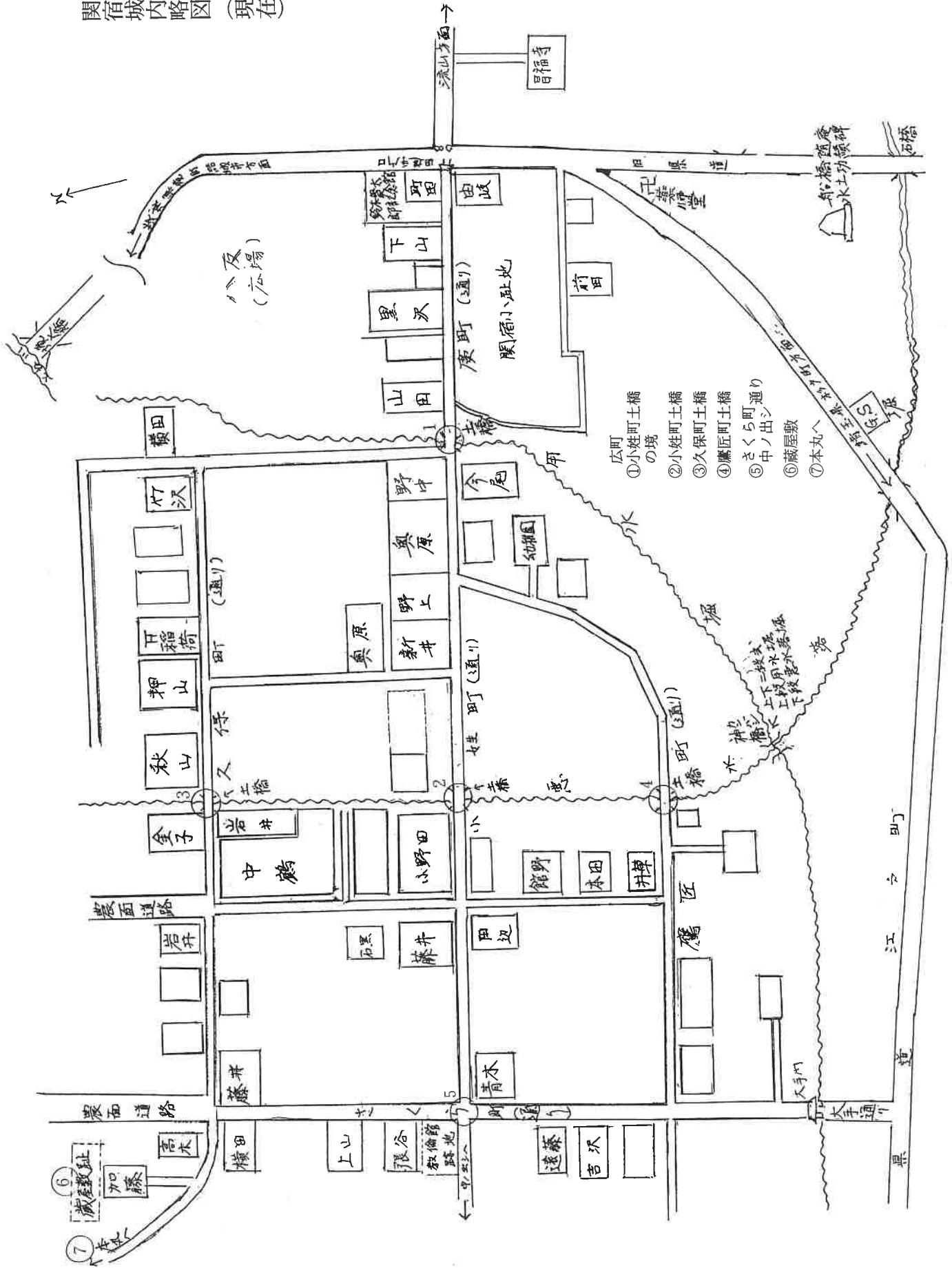
久世大和守（廣明・廣譽の二代／廣明＝寺社奉行・大坂城代・老中を勤め、この時に替地並に水害恩貸金を受けるため替地をされている。廣譽は廣明の遺領を襲報）廣明様御老中被蒙仰、其後御領分内惡敷候ニ付（大洪水被害のこと）、葛飾郡之内、猿島郡之内、筑波郡不残、河内郡不残、都合貳万石御預中御領分（大坂城代中佐倉堀田家ニテ御預り）御引替被遊候右御上ヶ地替村々左之通り

天明元丑御領分替地賞

武藏國秩分郡之內	相模國三浦郡之至
矢那瀬村	赤岡村
中野上村	秋谷村
野上下鄉	小坪村
木野上村	諸磯村
藤谷渕村	上宮田村
金崎村	和田村
阿熊村	ベ六ヶ村
上吉田村	右村方至而善シ村左
藤倉村	

相模國三浦郡之内  
赤岡村 秋谷村  
小坪村 諸磯村  
上宮田村 和田村  
六ヶ村

### 関宿城内略図（現在）



三山村

河原沢村

運上金多納

田沢村

矢熊村

加殿村

田代村

内中村

薄村

小鹿野村

伊豆國加茂郡之内

佐野村

日向村

守木村

中村

伊豆沢村

長留村

吉佐美村

梯崎村

小野原村

寺尾村

次崎村

稿野村

小柱村

堀切村

中村

奈良本村

吉田村

久長村

富戸村

赤沢村

野巻村

大渕村

見寺村

白田村

金沢村

矢納村

加納村

松崎村

田野沢村

蝶ヶ野村

入間村

相模國三浦郡之内

メ貳拾壹ヶ村

右村方者米永者不残金納

本郷村之内

伊豆國若澤郡之内

右村方能牛村也、石井清次平支配ニ而、三嶋近所天城山近所也

右村数七拾ヶ村石高式万石余御替地被遊候處、大和守様（広明）

梯崎村

御抱去被

遊候二付、以上五ヶ年御持亦々御領分替左之通御上ヶ地

吉佐美村

梯崎村

武藏國秩父郡之内

吉田村

久長村

富戸村

赤沢村

野巻村

大渕村

見寺村

白田村

金沢村

矢納村

加納村

松崎村

田野沢村

蝶ヶ野村

入間村

相模國三浦郡之内

メ貳拾壹ヶ村

右村方者米永者不残金納

本郷村之内

伊豆國若澤郡之内

右村方能牛村也、石井清次平支配ニ而、三嶋近所天城山近所也

右村数七拾ヶ村石高式万石余御替地被遊候處、大和守様（広明）

梯崎村

御抱去被

右村方者米永者不残金納

本郷村之内

伊豆國若澤郡之内

伊豆國田方郡

新田戸村・中戸村・柏寺村・桐ヶ作村・親野井村・古布内村

花嶋村・槇野地村・山王村・江川村・小福田村・大福田村

小手指村・新幸谷村・冬木村・元栗橋村・川妻村・主税新田

水海村・幸館新田・久能村・柳橋村

ペ貳拾二ヶ村

#### 同國猿島郡之内

塚崎村・長井戸村・横塚村・志鳥村・稻尾村・猿山村・上小橋村・下小橋村・染谷村・浦ノ向村・金岡村・大歩村・蛇池村・伏木村・市ノ谷村・半谷村・内門村・山崎村・西泉田村・百戸村・若林村・三村・岩井村・長須村・長谷村・寺久村・富久村・品田村・駒跳村・上出島村・下砂井村・大崎村・延打村・法師戸村・矢作村・辺田村・菅ノ谷村・鶴戸村・桐ノ木村・栗山村・小山村

上郷 廿壱ヶ村 上郷

下郷 廿壱ヶ村 下郷

#### 下野國都賀郡之内

千駄塚村・間中村・部屋村・曲ヶ島村・飯塚村・戸軽村

大庄屋桑畠久兵衛

卒島村・上初田村・武井村・横堀村・合戦場宿・柏倉村・立花村・三藏新田・田名網村

ペ拾五ヶ村

#### 下野國河内郡之内

西蓼沼村・多功村・針ヶ谷村・蒲生村・鞘堂新田・西茂原村

#### 常陸國筑波郡之内

小張村・左田村ペ式ヶ村 大庄屋大山平内

#### 下總國相馬郡之内

吉田村・市ノ谷村・貝塚村・辰新田・稻村

戸崎村・杉山村・沼田村・時崎村・月出村・犬塚村

#### 常陸國信太郡之内

久野村・大和田村・鳩田村・正直村・小坂村・井ノ岡村・桂村・奥原村・江

戸崎村・杉山村・沼田村・時崎村・月出村・犬塚村

#### 陸奥國信夫郡之内

前田村・小福田村・成田村・下名倉村・山田村・小倉村・永井川村・浅川村 ペ八ヶ村

右村々御領分御知行地御渡有之候

外ニ、久世斧三郎様御知行所相馬郡之内三千石斗リ御座候處、當御役所江御預り村々左之通り

守屋村・鷺谷村・井野村・臺宿村 大庄屋齊藤四郎兵衛

右村々御預所ニ御座候、尤上納方ハ斧三郎様江納メ、御用向當御役所相勤申候

天明七未年之扣

以上会田久兵衛の覚帳からの細々とした規定や、関宿藩の領分替による藩領の変遷等を知ることが出来る。天明度の領分替以後の領分が広周が失却し壹万石減封になる迄の藩領と考えられる。広文が広周より襲封した時にはここに記載の領分より壹万石分減じられていることになる。

本陣であり名主でもあった久兵衛の役割仕事は多岐に涉っている。特に日光参詣の諸大名の通行に伴つての対応策は、次の例で如何に容易でなかつたかを知ることが出来る。

総州関宿町御本陣 井伊掃部頭内

会田久兵衛殿

石原権之助

(封書表書)

急用書

大久保小膳

以手紙申入候者此度日光御参詣ニ付、掃部頭相越候節、小休被致候様申  
越候得共、帰府之節小休被致候間、左様ニ相心得可給候以上

井伊掃部頭内

渥美平八郎

石原権之助

杉原惣左衛門

大久保小膳

総州関宿町

会田久兵衛殿

右文は井伊家用人より会田家への日光参詣の節の御触書である。簡単に言  
えば、日光社参の節往復共ひと休みするのでよろしくと言つた類の文面であ  
る。然し本陣として井伊家を迎えるにあたつての諸準備は、次の通りになつ  
ている。

御領主御上様ニテ

拝借物覧

一 毛氈 元方ニテ御貸付 壱枚

一 白木桐御朱印台 同右 壱ツ

一 同御刀掛け 同 壱ツ

一 黒塗丸御煙草盆

壹面

但鉄火取鉄煙草入灰ふき當きせる二本添

六枚屏風

但両面唐紙張赤形

御臺簡 壱飭カサリ

但小道具物附 鉄風呂釜付共筵壹ツ 柄杓壹本 水こぼし蓋置壹

茶筌壹ツ 茶こぼしがる但小箱入 柄杓臺 壱ツ

角炭取箱 壱ツ 一大燭台 二本

金塗金唐茶もやう付大火鉢 壱ツ 但中つるし火鉢

御膳所道具

一 水溜メ桶 三ツ内ニツ勝手向ニテ用フ

御手水場道具 壱ツ  
一 黒ぬり深桶 壱ツ  
一 同湯とり 壱ツ  
一 御手拭掛け 麻切一筋付 壱ツ  
ペ数十三口元方御役所ニテ御貸付被仰付 但拝借手形壹通迄也

御湯殿道具

一 御風呂桶 壱ツ  
一 但御鉄地釜ニ付拝借物 壱ツ

一 御上御召水風呂桶 壱ツ  
一 但どんぶり桶也 是ハ手前所持なり來り之分相用ヒ候

一 水越 壱ツ  
一 新規てうず鉢 壱ツ

一 小桶 但湯汲ミ 壱ツ

一 手桶 壱ツ  
一 荷ひ桶 壱ツ

一 高張提灯 弐ツ  
一 臺張 弐ツ

外ニ御本陣新規提灯式張并ニ台張ともに手前にて有來りを用フ 壱ツ

一 丸行燈 壱ツ  
一 但御上分

一 番手桶 十二  
但是ハ玄闕脇并表門両脇ニツ組ニ而六ツ宛

外ニ番手桶六ツ但此分飭カサリ也

天内桶 壱ツ  
但此分手前ニテ拝へ相用ヒ候

手桶

式ツ

大七りん

壹ツ

小へつつい

壹ツ

かけあんどう

式ツ

外ニ 大まないた

壹ツ

かけあんどう

五ツ程

但此分手前ニテ拵ヘ用フ

一 厥  
一 置六畳

メ 十五品

但 小賄方御役所ニテ拵借御貸付被仰付拵借手形上候

外ニ

一 御駕籠臺

但此分御作事ニテ御拵御渡被成候

坪庭へ居り置候處御用ヒ被遊候御方無御座不用、玄関前ラ座敷へ御

駕籠おかげ居り被遊候御方モ有之、其外御馬ニテ玄関ラ御上り被遊

候御方様モ有之

外ニ

一 角煙草盆 三ツ、膳椀箱入り壹ツ、此品向河岸小島氏相対借用

勝手口

一 御建道具御鑓掛け

但長式間貫ニテ御拵工十本立、御作事ニテ御仕立御拵御渡被成候

御次キノ分

一 水風呂桶、鉄砲釜付キ 壱ツ

但是ハ幸館新田名主藤方ラ送リ届来ル請取、四月朔日先方人足ニ  
テ持來リ受取ル  
請取

一 大釜

壹ツ

但是ハ幸館新田名主藤方ノ人足ニテ引取是ハ門内壹ツ、裏御

多小場木戸口へ壹ツ居り置候

一 箱番小家

式ツ

但御作事ニテ御渡シニ付町方ノ人足ニテ引取是ハ門内壹ツ、裏御

多小場木戸口へ壹ツ居り置候

但此ノ外委シ奉帳面御本陣向入用手扣帳別段仕立有之

以上会田久兵衛の覚書より本陣における細々とした関宿藩の領分の村名をはじめとして、道中における駄賃錢等宿場間の距離や城下諸町への駄賃錢定等の記録は、当時の流通機構の一端がうかがえて興味がある。本陣の持つ役割も単に大名・旗本の宿所休み所としての役割にとどまらず、名主役・問屋場の役も亦果していた様子がうかがえる。又、日光参詣の折々の大名の宿泊或いは休憩の時の諸道具の準備等については、当時の武士階級と本陣・宿場役人・町役人等の関係を知る上で極めて参考になる記録である。更に各宿場に於ける諸費用についての記録も残されているが後の機会に譲ることにした。

以上

#### 【参考文献】

一 関宿本陣會田久平衛諸用之覚

一 相模原市史 関宿藩飛地と上地令

一 研究報告第一・二号中村正巳氏論文

一 其ノ他

(はやし・たもつ 当館客員研究員)